

令和7年度・第35回農業委員会総会議事録

開催日 令和8年2月25日(水) 13:00～

開催場所 S Sプラザ川内 301～303会議室

出席委員 (18名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員 (0名)

欠席委員 (1名)

遅刻委員 (0名)

出席推進委員 (17名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	(欠員)
27	鶴屋 賢子	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員 (3名)

事務局出席者 森局長・西代理・福永主幹・梶原主幹・長沼G長・田上G員・
松下G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長 (農業委員会会長) _____ 印

議事録署名者 _____ 9番 _____ 印

_____ 12番 _____ 印

議事録作成者 _____ 局長代理 _____ 印

令和7年度・第34回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報告

- 報告第112号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第113号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第114号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第115号 農地転用事実証明願の専決処分について
- 報告第116号 農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書提出について

6 議事

- 議案第356号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）
- 議案第357号 農地法第5条の許可指令書の取消しの承認について
- 議案第358号 農地法第5条の許可申請書の取下げ願いの承認について
- 議案第359号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について
- 議案第360号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第361号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第362号 非農地証明願承認について
- 議案第363号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第364号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第365号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・交許可申請承認について
- 議案第366号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について
- 議案第367号 耕作放棄地に係る非農地判断について

7 その他

- (1) 3月総会の日程について
- (2) その他

【開始 13 : 00】

会 長 第34回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」

議 長 ただ今から、第35回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 委員の出席状況について、報告いたします。
定数19名、現在員数19名、出席委員18名、欠席委員は1名で、
2番：谷山委員であり、欠席届が提出されております。
なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は17名です。
欠席委員は3名で、23番：濱田委員、27番：鶴屋委員、29番：中川委員であり、欠席届が提出されております。
以上で報告を終わります。

議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。
はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

西 代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の1ページをお開きください。

3日から4日にかけて、北薩地区農業委員会連絡協議会が、枕崎市・南さつま市で開催され、会長、事務局職員が出席しております。

5日に定例常設審議委員会がマリンパレスかごしまで開催され、会長が出席しております。

9日と10日がそれぞれ定例の現地調査です。

16日に第34回運営委員会が本庁舎102会議室で開催され、会長、運営委員、事務局職員が出席しております。

その後、第2回薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会が開催、会長、運営委員、事務局職員が出席しております。

そして、本日、第35回農業委員会総会がSSプラザせんだいで開催しております。以上、説明を終わります。

議長 以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。
次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、
13番：永留 智史 委員
14番：山路 一浩 委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。
但し、XXXXXXXXXX関連の報告・議案は最後にまとめて報告・審議いたします。
初めに、報告第112号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西代理 報告第112号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。
位置図、調査表は備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号11番の1件です。登記地目 田2筆1, 122㎡の届出がありました。
内容といたしましては、盛土及び切土し、畑として農地の有効利用を図るものです。
従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処理いたしましたので報告いたします。
以上で、報告第112号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第112号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

議長 　　ただ今、事務局より報告第116号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

木下委員 　　皆さんも御存じだと私今度、選挙が漏れたもんですから、3月の総会、4月まで来れないので、今日は思いのたけをちょっとしゃべらせてください。

　　申し訳ないです。

　　しばらく御勘弁ください。

　　意見書というのはですね、去年も、出して、西さんの方から前年度の分をそのときに報告すると、去年は2月の6日に出した分を今度意見書として返されたわけですから、その分について、意見書は1年で遅れ返されると、回答についてはですね、それが分かっていなかったのであれば、今日はもう今日の今日ですから多分駄目でしょうけど、それはまた教えてくださいませんか。

　　回答書は文書で来るということをや西さんの方から言われましたので、間違いなくそれはもう、私は可能かなと思っています。

　　それから、御意見というのは、それぞれ、ブラッシュアップについて、どうすればこのブラッシュアップが農業委員会としてできるのかなあと考えた、自分でできることとしてはですね、3条の申請が上がったものです。

　　私は、去年、全部拾い上げてみました。

　　そしたら、その中にですね、地域計画の消防署であった会議に行ったときに、認定農家、利用者、それからあれに載っていない方がですね、15年ほど以上で3条の申請があります。

　　そういうのを挙げて、そうすれば、私が見つけたのが、ここにあって15人ほどいらっしゃるんです。

　　これは7年度の分です。

　　だから、あと6とか5とか探せばですね、多分ブラッシュアップにつながる、担い手、いわゆる業者、そういうものが出てくるんじゃないかなと思うんです。

　　だからそれも一つの方法ですので、それと今度はその取組の部分、消防署へ行ったときの書類を皆さん持っていらっしゃれば、それぞれ担当地区の認定農家なり、利用者、皆さんは、頭に入ってらっしゃるんですよ。

　　だからそれをもう1回洗い直して、そして、私は思うのは、農業政

策課と、この事務局のデータの面積が違うんじゃないかなと思うんですよ。

だからそれを読み合わせをしていただく。

私は3条を見て、この人の作付は全部、取っていますから、多分、自分に間違いがなければ、それは拾い上げられる数字じゃないかなあと思っています。

ここで今申し上げても時間が足りません。

とにかくですね、3月と今年の時点で2回、3条の申請している方がいるんですよ。

そういう人が、担い手に手をあげないというのはおかしいんじゃないかなと。

そういう方々拾っていいんじゃないかなと思いますので、後でまた事務局の方では、7年度は私が拾ってるので、差支えなければ6年後にとか拾ってもらって、そしてそれを今度のブラッシュアップについては、それについては1町歩以上を基本としていますということで、まえ、消防署であったときに言われましたら、1町歩、それは1年後には、また再検討しますということでしたから、もう1年になります。

だから、それは言ってもいいんじゃないのかな。

年1回ということですね、説明書の仕様書も持ってきてあります。

だから、それは、1年後には必ずもう1回その地域計画等については見直しをしますということですから。

それもあわせてできたらよろしくお願いします。

以上です。

森局長

御意見ありがとうございます。

私も説明、不足な点があったので、もう少し補足いたします。

昨年度に出された意見書提出につきましては、この会議の市長の挨拶の中で、市長部局の方の取組の報告を頂いております。

また、今回出した意見書につきましては、今後の取組方針ということで、一応今回につきましては、5項目ありましたけど、基本的に全項目前向きにということで、意見交換会を設けている中で、農林水産部長のほうから、報告ということで話が出たところがございます。

その中で、1点だけ、木下委員の方から言われたブラッシュアップにつきましては、言われるとおり、年1回の見直しを行うという中で、準備をしている最中であるわけですが、我々が意見を出したこの開催の方法、環境づくりにつきましては、内部の方でも、さらに検討を進

めてまいりますという回答をもらったところです。

以上でございます。

木下委員 意見書についてはですね。

去年と今年の方が全然、意見書の出来方が全然違ったことを出してあるので、私はそれは意見書というのは、あくまでも少しは継続性がないと、去年の分については新規の認定の方とか、確かに任期の考え方でしたけど、ちょっと、意見書の考え方というのも継続性を持ってやっていかないと、ただだけ答えをもらってそれだったら、前に進まないと思っているんですよ。

だから意見書というのはあくまでも継続性を持ってやっていただけるように今後はまた検討していただけないかというお願いです。

以上です。

森局長 御意見頂きましたので、またそこも踏まえた中で、生産者との意見交換会を踏まえてですね、県の方にも、内容については検討していきたいと思います。

議長 報告第 110 号の説明に何か、ほかにございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第 116 号を終ります。

次に、議案第 356 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。

但し、受理番号 10 番は議案第 360 号受理番号 74 番と関連がありますので、一括審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼 G 長 議案第 356 号及び議案第 360 号 74 番を説明いたします。

資料は、議案第 356 号は 38 ページ、議案第 360 号 74 番は、43 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 9 番から 10 番の 2 件で、登記地目：畑 3 筆 1, 112 m²の申請がありました。

内容を説明いたします。

9番は、山林での申請です。

平成31年に植林し、施工済のため、始末書が添付されています。

また、私有地を通る必要がことから、通行承諾書が添付されています。

10番は、議案第360号74番と同時申請です。

10番は、通路での申請です。

議案第360号74番は、一般住宅での申請です。

内容といたしましては、10番の通路を利用して、一般住宅を整備しようとするものです。

10番については、令和7年8月に整備し、施工済のため、始末書が添付されています。

議案第360号74番は、10番の通路を通る必要があるため、通行承諾書及び排水施設を整備することから排水承諾書が添付されています。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で、議案第356号及び議案第360号74番に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 　11番、乙須が9番を報告します。

去る、2月10日、竹田推進委員と事務局　梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図4ページ、調査表2ページをご覧ください。

申請地の現況は、クヌギを植林されており、農地ではありませんでした。

山林の目的での申請です。

施工済のため、始末書が添付されています。

また、私有地を通る必要があることから、通行承諾書が添付されています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

小園委員 16番、小園が関連があります議案第356号10番及び議案第360号74番を報告します。

去る、2月9日、古川推進委員と事務局 長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

議案第356号10番は、位置図5ページ、調査表3ページ、議案第360号74番は、位置図8ページ、調査票6ページをご覧ください。

事務局からの説明のとおり、同時申請であり、一般住宅を建築するに伴い、進入路として利用する計画です。

議案第356号10番の現況は整備済であり、農地ではありませんでした。

そのため、施工済のため、始末書が添付されています。

議案第360号74番の現況は畑で保全管理されていました。

また、一般住宅を建築するに伴い、この通路を通る必要があるため通行承諾書及び排水施設を整備することから排水承諾書が添付されています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず、事業計画の承認できるものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第356号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。

議案第356号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第360号受理番号74番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。

議案第360号受理番号74番は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第357号「農地法第5条許可指令書の取消し願いの承認について」を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 議案第357号を説明いたします。資料は39ページをご覧ください。

今月の申請は、受理番号2番の1件で、登記地目 畑1筆：332㎡の農地法第5条許可指令書の取消し願いがありました。

令和7年10月28日開催 第31回総会で意見決定し、令和7年11月18日付け 指令農振第1005-269号で転用目的：倉庫・駐車場・進入路で許可を受けましたが、許可後、社会的理由により、事業計画の見直しをすることとなり、当該計画を中止したため、申請がなされたものです。

以上で議案第357号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第357号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。

議案第357号は承認されましたので、意見を付して、鹿児

島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第358号「農地法第5条許可申請書の取下げ願いの承認について」を議題といたします。

なお、議案第360号受理番号77番と同時申請のため、一括して審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼 G 長

議案第358号及び議案第360号77番を説明いたします。

資料は、議案第358号は40ページ、議案第360号77番は、44ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号1番の1件で、登記地目：畑1筆602㎡の申請がありました。

内容を説明いたします。

議案第360号77番と同時申請です。

当初、転用目的：宅地分譲（4区画）で令和7年12月25日開催第33回総会で意見決定し、県知事に進達しておりました。

その後、転用実行者より、事業計画の変更の申し出があり、許可前であったため、申請を取り下げするものです。

議案第360号77番については、事業計画変更後の申請になり、転用目的は、宅地分譲（2区画）・宅地拡張（1区画）です。

一体利用地 1987番4 雑種地外1筆 933㎡と一体利用で総面積は、1,535㎡です。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で、議案第358号及び議案第360号77番に係る説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員

11番、乙須が、関連があります議案第358号1番及び議案第360号77番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図11ページ、調査表9ページをご覧ください。

事務局からの説明のとおり、当初、宅地分譲（4区画）で申請され

次に、議案第359号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について」を議題といたします。

なお、議案第360号受理番号72番と同時申請のため、一括して議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 議案第359号及び議案第360号72番を説明いたします。

資料は、議案第359号は41ページ、議案第360号72番は、42ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号1番の1件で、登記地目 田1筆281㎡の申請がありました。

内容を説明します。

駐車場の整備を計画しましたが、計画地が農用地区域内農地のため、農用地から除外したく申請されるものです。

議案第360号72番と同時申請であり、転用目的は、駐車場（6台）での申請です。

除外後は、第1種農地となり、また、申請地の周辺には集落が形成されており、3戸以上の住宅があることから、不許可の例外である「集落接続施設」に該当となります。

議案第359号については、現地調査の結果、農業振興地域の外周部で、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する要件を満たしていることから除外は可能と判断しました。議案第360号72番は、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、それぞれ提案いたしました。

以上で議案第359号及び議案第360号72番の説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 11番、乙須が、関連があります議案第359号1番及び議案第360号72番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図6ページ、調査票4ページをご覧ください。

次に、議案第360号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」受理番号73番、75番、76番、78番、79番を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長

議案第360号を説明いたします。

資料は、42ページから44ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号72番から79番の8件で、登記地目 田 3筆 958㎡、畑6筆 2, 596㎡の申請がありました。

内容を説明いたします。

73番は、建売住宅（1棟）での申請です。

75番は、宅地分譲（1区画）での申請です。

仮換地実測：208.98㎡です。

76番は、宅地分譲（1区画）での申請です。

78番は、一般住宅での申請です。

79番は、宅地分譲（4区画）での申請です。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第360号に係る説明を終わります。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員

12番 有馬が、73番について、報告します。

2月10日、永吉推進委員と事務局 中城・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図7ページ、調査表5ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。

転用目的は、建売住宅（1棟）での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

乙須委員 11番、乙須が、75番・76番・78番・79番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
75番は、位置図9ページ、調査表7ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。
宅地分譲（1区画）の目的での申請です。
76番は、位置図10ページ、調査表8ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。
宅地分譲（1区画）の目的での申請です。
78番は、位置図12ページ、調査表10ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理されていました。
一般住宅の目的での申請です。
79番は、位置図13ページ、調査表11ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理されていました。
宅地分譲（4区画）の目的での申請です。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。
以上で、報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第360号受理番号73番、75番、76番、78番、79番については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。
議案第360号受理番号73番、75番、76番、78番、79番、については承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

有馬委員 12番 有馬が、58番について、報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図17ページ、調査表15ページをご覧ください。
申請地の現況は、平成23年に分筆登記されており、当時から宅地の一部となっています。
本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。
以上で報告を終わります。

梶原委員 59番を報告いたします。
18番、梶原が59番を報告します。
1月9日、豊田推進委員と事務局 松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
位置図18ページ、調査表16ページをご覧ください。
申請地の現況は、平成14年頃から耕作されておらず、原野の状態でした。
本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。
以上で報告を終わります。

磯道委員 17番、磯道が60番を報告します。
2月12日、甌島振興局、井上職員と現地調査を実施しましたので報告します。
位置図19ページ、調査表17ページをご覧ください。
申請地の現況は、2筆とも昭和60年頃から耕作しておらず、1147番1については山林化しており、1147番2については駐車場及び資材置き場となっております。
本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから証明書を発行すべきと考えます。
以上で報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なし)

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第362号受理番号56番、58番、59番、60番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第362号受理番号56番、58番、59番、60番については、原案どおり承認といたします。
次は、議案第363号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第363号を説明いたします。資料は48ページから49ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号111番から116番の6件の申請がありましたが、議案書作成後に受理番号111番の譲受人の都合により申請取り下げ願いが提出されましたので、今月の申請は112番から116番の5件で、田2筆 3, 499㎡、畑5筆 2, 663㎡、合計7筆 6, 162㎡の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「規模拡大」及び「営農開始」、譲渡人の「労力不足」により、それぞれ売買されるものです。

115番及び116番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第363号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現

地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 12番、有馬が、111番について、事務局から説明があった通り、申請取り下げになりましたことを報告します。
以上です。

山路委員 14番 山路が、112番について、報告します。
2月9日、鬼塚進委員と事務局 長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
位置図21ページ、調査表19ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で、耕作されていました。
権利取得後は、お茶を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

牧田委員 5番、牧田が113番及び114番を報告します。
2月9日、早崎推進委員と事務局 松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
まず、113番について位置図22ページ、調査表20ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で保全管理されていました。
権利取得後は飼料作物を栽培予定です。
次に、114番について位置図23ページ、調査表21ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で保全管理されていました。
権利取得後は水稻を栽培予定です。
いずれも、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上で報告を終わります。

磯道委員 17番、磯道が115番及び116番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
まず、115番について位置図24ページ、調査表22ページをご覧ください。

可することに決定いたします。

次は、議案第365号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・交許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹

議案第365号を説明いたします。資料は51ページをご覧ください。

位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号118番から119番の2件で、畑2筆835㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、自作地相互の交換で、自宅が近い農地を交換するものです。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で交換されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し、提案いたしました。

以上で、議案第365号に係る説明を終わります。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員

12番、有馬が118番及び119番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、118番について、位置図27ページ、調査表25ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されてきました。

権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

次に、119番について、位置図28ページ、調査表26ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されてきました。

権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

いずれも、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考

提案いたしました。

以上で、説明を終わります

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。
　　　　　質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員　　　　　　　　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、一括して採決いたします。
　　　　　受理番号 780 番、856 番、864 番の 1 を除く、受理番号
　　　　　775 番から 779 番、781 番から 855 番、857 番から 863
　　　　　番、864 番の 2 から 923 番につきまして、意見決定することに賛
　　　　　成の方の挙手を求めます。

全委員　　　　　　　　　　　　　（挙　手）

議長 　　賛成全員であります。受理番号 780 番、856 番、864 番の
　　　　　1 を除く、受理番号 775 番から 779 番、781 番から 855 番、
　　　　　857 番から 863 番、864 の 2 から 923 番につきまして、原
　　　　　案のとおり意見決定されました。

　　　　　次に、受理番号 780 番に係る議事参与案件について審議に入
　　　　　ります。

　　　　　有馬委員は農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」
　　　　　を受けますので、退席をお願いします。

有馬委員　　　　　　　　　　　　　（退席・退室）

議長 　　受理番号 780 番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。
　　　　　す。

梶原主幹 　　農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」を受ける
　　　　　議案第 366 号受理番号 780 番に係る利用権を受ける者が、当委
　　　　　員会農業委員の有馬委員ご本人ですので、内容説明いたします。

　　　　　資料は、54 ページをご覧ください。

　　　　　申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項
　　　　　各号の規定に基づき農用地利用の集積等促進計画を審査いたしまし

いたします。資料は 83 ページをご覧ください。

提案理由は、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断を求めるものであります。

本市では、非農地判断を令和 7 年 7 月 23 日から 10 月 9 日までの間、管内 6 地域において延べ 23 日間実施し、田：697 筆 421, 386 m²、畑：670 筆 328, 375 m²、合計 1,367 筆 749, 761 m²を、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しない土地と判断しましたので提案するものです。

以上で、議案第 367 号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで各地域の報告をお願いします。まず川内地域からお願いいたします。

小城委員 　　6 番、小城が報告します。

令和 7 年 8 月 27 日から 10 月 6 日までの延べ 10 日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、川内地域の赤判定された農地を調査した結果、田 346 筆 180, 276 m²、畑 432 筆 186, 030 m²、合計 778 筆 366, 306 m²のいずれの農地も、非農地判断基準の第 3 に定める農地で、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断しました。

以上、報告いたします。

議長 　　続いて樋脇地域お願いいたします。

木場委員 　　7 番、木場が報告します。

令和 7 年 8 月 4 日から 8 月 20 日までの延べ 4 日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、川内地域の赤判定された農地を調査した結果、田 237 筆 155, 202 m²、畑 83 筆 43, 225 m²、合計 320 筆 198, 427 m²のいずれの農地も、非農地判断基準の第 3 に定める農地で、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断しました。

以上、報告いたします。

議長 次に入来地域お願いいたします。

梶原委員 18番、梶原が報告します。

令和7年9月1日から9月2日の2日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、入来地域の赤判定された農地を調査した結果、田 56筆 38, 862㎡、畑 42筆 30, 904㎡ 合計 98筆 69, 766㎡のいずれの農地も、非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。

以上、報告いたします。

議長 続いて、東郷地域お願いいたします。

小園委員 16番、小園が報告します。

令和7年7月23日から7月29日の2日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、東郷地域の赤判定された農地を調査した結果、田 11筆 9, 025㎡、畑 42筆 34, 664㎡、合計 53筆 43, 689㎡のいずれの農地非農地判断基準の第3に定める農地で、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しました。

以上、報告いたします。

議長 次に祁答院地域お願いいたします。

牧田委員 5番、牧田が報告します。

令和7年7月29日から8月4日までの延べ3日間、農業委員・推進委員と事務局職員において、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領」及び「薩摩川内市利用状況調査実施要領」の規定に基づき、祁答院地域の赤判定された農地を調査した結果、田 38筆 31, 548㎡、畑 40筆 22, 027㎡、合計 78筆 53, 575㎡のいずれの農地も、非農地判断基準の第3に定める

の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」、議案第362号「非農地証明願承認について」受理番号57番について、一括審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

長沼G長 説明いたします。

令和7年12月25日開催：第33回総会で審議した[]有限会社に対する【農地台帳への登載・農地以外への開発】について、審議結果を令和8年1月7日に[]有限会社に通知しました。

内容としましては、1 農地台帳への登載するための条件として・営農指導員からの指導・営農日誌の提出・販売伝票の提出・その結果を踏まえてからの農地台帳への登載 2. 農地以外への開発（違反転用等の是正）への対応・農地法第5条申請書の提出・転用事実証明書の提出・農地法第18条合意解約書の提出・非農地証明願申請書の提出となります。

今回、2の農地以外への開発について、[]有限会社及び[]株式会社より、全ての申請書が提出されたため、提案したものです。

まず、[]株式会社による上川内町の違反転用の是正の案件である・報告第113号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」受理番号217番、218番は3ページ・報告第115号「農地転用事実証明願の専決処分について」は33ページ・議案361号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」は45ページになります。

農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

令和5年4月に資材置場として農地以外に開発したもので、施工済であるため、始末書が添付されています。

また、先に[]有限会社が農地法第3条による賃借権設定をしておりましたが、令和5年3月末で合意解約されています。

続いて、隣接地に平成26年及び平成28年に資材置場・駐車場の目的で転用許可を受けており、地目変更登記していないため、現場確認を行い、転用許可どおりに、事業完了を確認しました。

他法令の有無については、一体開発に該当しないか、県及び市の担当課に確認しましたが、都市計画法に基づく開発許可及び土地利用協議は、不要であることの回答をえています。

最後に、 有限会社が所有する五代町にある農地について、現況に合わせての地目変更登記ですが、議案第362号「非農地証明願承認について」受理番号57番、46ページをご覧ください。

位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

平成30年に農地法第3条の許可を受け、その後、購入しましたが、湿田のため耕作できずに原野化して現在に至っております。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査・本市非農地証明書の発行基準及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で報告第113号217番・218番、報告第115号、議案361号、議案第362号57番に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 11番、乙須が、まず、事務局から説明があったとおり、報告第113号217番・218番、報告第115号13番・14番、議案第361号80番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

報告第115号13番・14番の位置図は2ページ、議案第361号80番の位置図は14ページ、調査票は12ページをご覧ください。

申請地の現況は、報告第115号13・14番、議案第361号80番ともに資材置場であり、農地ではありませんでした。

報告第113号217番・218番についても農地と利用されておらず、農地法第18条第6項の規定による合意解約を確認しました。

報告第115号13番・14番は、現地調査後に転用事実証明書に転用許可どおりに事業が完了していましたので、署名しました。

議案第361号80番については、施工済であるため、始末書が添付されています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

次に議案第362号57番を報告します。

位置図16ページ、調査票14ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成30年から耕作しておらず、原野化しておりました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、
証明書を発行するべきと考えます。

以上で、報告を終わります。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
　　質疑に入ります。御質疑ございませんか。

永留委員 　　13番永留です。
　　協議会に切り替えてもらっていいでしょうか。

議長 　　協議会に切り替えます。

（協議会）

議長 　　協議会から総会に戻します。
　　他に何かありませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、報告第113号217番、218番及び報告
第115号は、報告案件ですので終わります。

　　次に議案について、採決します。

　　まず、議案第361号について、原案のとおり承認することに賛
成の方の挙手を求めます。

全委員 　　（挙手）

議長 　　賛成全員であります。

　　議案第361号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県
知事に書類を進達することに決定いたします。

　　次に、議案第362号57番について、原案のとおり承認するこ
とに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　（挙手）

議 長 賛成全員であります。
議案第362号57番は承認されましたので、原案のとおり決定いたします。
以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。
次は、会次第7のその他に入ります。
(1) 3月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

西 代理 3月行事予定(案)について説明いたします。お手元に配付しております行事予定(案)をご覧ください。
9日(月)が支所地域の現地調査、10(火)が本庁の現地調査、調査員は記載のとおりです。
また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甌地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。
川内地域については、申請が多い場合は3班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。
川内地域は、午前8時30分までに農業委員会事務局にご集合ください。
次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。
それから、下段に記載の3月総会は3月26日(水)午後1時から、SSプラザ川内の3階第301から第303会議室を予定しています。
また、裏面は3月から5月の行事予定を記載してあります。
次に、主な行事について、説明いたします。
3月5日(木)に3月定例常設委員会、17日(火)は第35回農業委員会運営委員会を401会議室で開催し、運営委員が出席予定です。
その他の行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。
以上で説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件について、ご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 そのほかに、全体的に何かございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 事務局から何かございませんか。

事務局 (なしの声あり)

議長 これをもちまして第35回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

西代理 皆さん、ご起立下さい。
一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了 15:00】